

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 文書局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第93号

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式その1土地改良財産譲与契約書第4条を次のように改める。
（引渡義務等）

第4条 甲は、譲与の目的物（以下「譲与財産」という。）を譲与の目的（以下「指定用途」という。）として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものであり、第2条第1項の規定により所有権の移転があった後においては、その譲与財産に係る担保の責任を負わない。ただし、指定用途として特定した時の状態で引き渡し、又は移転した譲与財産を当該指定用途に供することができない場合には、乙は、甲に対し、契約解除の協議の申入れをすることができる。

別記第7号様式その1土地改良財産譲与契約書第5条第1項中「譲与の目的（以下「」及び「」という。）」を削り、同様式その2土地改良財産譲与契約書第4条を次のように改める。

（引渡義務等）

第4条 甲は、譲与の目的物（以下「譲与財産」という。）を譲与の目的（以下「指定用途」という。）として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものであり、第2条第1項の規定により所有権の移転があった後においては、その譲与財産に係る担保の責任を負わない。ただし、指定用途として特定した時の状態で引き渡し、又は移転した譲与財産を当該指定用途に供することができない場合には、乙は、甲に対し、契約解除の協議の申入れをすることができる。

別記第7号様式その2土地改良財産譲与契約書第5条第1項中「譲与の目的（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則別記第7号様式その1及びその2の規定は、この規則の施行の日以後に提出される北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則第10条第1項の申請書に係る契約について適用し、同日前に提出された同項の申請書に係る契約については、なお従前の例による。

目 次

規 則

○北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（農業施設管理課） 37

告 示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....（情報政策課） 37
- 特定調達契約に係る落札者等の公示.....（情報政策課） 40
- 令和3年北海道准看護師試験の実施の一部改正.....（医務業務課） 41
- 道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課） 41
- 土地改良事業の工事の完了の届出.....（農業施設管理課） 42
- 北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則に係る告示
.....（漁業管理課） 42

- 知事権限に係る保安林の指定.....（治山課） 42
- 知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課） 43
- 土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課） 43
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課） 45

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）..... 48

道立病院局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 50

道立病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 51

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 51

規 則

北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月13日

告 示

北海道告示第694号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 一式 225台分

イ パーソナルコンピュータ 一式 4台分

ウ パーソナルコンピュータ 一式 3台分

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和3年1月29日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年11月13日（金）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階北海道選挙管理委員会会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入札日時 令和2年12月11日（金）午後3時30分（送付による場合は、同月8日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量

(ア) パーソナルコンピュータ 一式 500台分

(イ) パーソナルコンピュータ 一式 100台分

(ア)及び(イ)については、それぞれの入札とする。

イ 予定時期

(ア) 令和3年1月下旬頃

(イ) 令和3年2月下旬頃

(ア)及び(イ)について、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年9月8日付け北海道告示第564号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5285

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal Computer 225 sets
- b Personal Computer 4 sets
- c Personal Computer 3 sets

B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., December 11, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than December 8, 2020)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第695号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア パーソナルコンピュータの賃貸借（1月当たりの単価） 一式 30台分
 - イ パーソナルコンピュータの賃貸借（1月当たりの単価） 一式 12台分
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年2月1日から令和9年1月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年11月13日（金）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階北海道選挙管理委員会会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入札日時 令和2年12月11日（金）午後4時30分（送付による場合は、

同月8日(火)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量

(ア) パーソナルコンピュータ 一式 500台分

(イ) パーソナルコンピュータ 一式 100台分

(ア)及び(イ)については、それぞれの入札とする。

イ 予定時期

(ア) 令和3年1月下旬頃

(イ) 令和3年2月下旬頃

(ア)及び(イ)について、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年9月8日付け北海道告示第564号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5285

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Personal Computer 30 sets

b Lease of Personal Computer 12 sets

B Bid tendering date and time : 4 : 30 P.M., December 11, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than December 8, 2020)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5285

北海道告示第696号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

北海道立図書館情報システムサービス提供業務 一式

2 落札を決定した日

令和2年10月6日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道

(2) 住所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

4 落札金額

243,507,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年8月18日付け北海道告示第516号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第697号

令和2年北海道告示第650号（令和3年北海道准看護師試験の実施）の一部を次のように改正する。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

2の事項中「午後1時から午後3時30分まで」を「午後1時30分から午後4時まで」に改める。

北海道告示第698号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
豊共第1	区画整理	令和2.3.9
春辺沢	農業用排水施設	同 2.1.30
むかわ	同	同 元.12.20
早来瑞穂1	災害復旧〔農地〕	同 元.11.29
早来瑞穂2	同	同
早来瑞穂3	同	同
早来瑞穂4	同	同
幌内4	同	同 2.1.20
幌内5	同	同
幌内6	同	同
幌内9	同	同
幌内10	同	同
幌内14	同	同
幌内17	同	同
幌内41	同	同
富里1	同	同
富里2	同	同
富里3	同	同

富里4	同	同
富里5	同	同
富里6	同	同
富里7	同	同
高丘2	同	同 2.2.25
高丘5	同	同
高丘7	同	同
高丘8	同	同
高丘9	同	同
高丘11	同	同
高丘12	同	同
高丘14	同	同
高丘15	同	同
高丘17	同	同
吉野15	同	同 2.1.20
東和1	同	同
東和4	同	同
桜丘2	同	同
朝日1	同	同
朝日2	同	同
朝日3	同	同
本郷1	同	同
本郷2	同	同
本郷4	同	同
本郷5	同	同
本郷6	同	同
幌里1	同	同
宇隆2	同	同 2.1.30
宇隆4	同	同
宇隆5	同	同
宇隆7	同	同
宇隆8	同	同
宇隆9	同	同
宇隆12	同	同
宇隆13	同	同

宇隆 31	同	同
宇隆 33	同	同
富里 22	同	同 2. 1.20
富里 23	同	同
幌内 26	災害復旧 [農業用施設]	同
幌内 29	同	同
幌内 35	同	同
富里 9	同	平成31. 3.19
富里 10	同	令和 2. 1.20
富里 11	同	平成31. 3.19
富里 13	同	令和 2. 1.20
富里 14	同	平成31. 3.19
富里 15	同	令和 2. 1.20
高丘 20	同	同 2. 2.25
高丘 23	同	同
高丘 24	同	同
高丘 25	同	同
高丘 26	同	同
高丘 27	同	同
高丘 28	同	同
高丘 31	同	同
高丘 33	同	同
高丘 34	同	同
吉野 9	同	同 2. 1.20
東和 10	同	同
東和 12	同	同
東和 16	同	同
桜丘 8	同	同
朝日 7	同	同
朝日 8	同	同
本郷 12	同	同
本郷 13	同	同
本郷 14	同	同
本郷 16	同	同
宇隆 18	同	同 2. 1.30

宇隆 24	同	同
宇隆 26	同	同
宇隆 28	同	同
宇隆 32	同	同
早来瑞穂 8	同	同 元.11.29

北海道告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、厚真町土地改良区
の行う土地改良（宇隆34地区（災害復旧 [農業用施設] ））事業の工事を令和2年2月28日
に完了した旨の届出があった。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第700号

北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年北海道規則第52
号）第3条第1号及び第2号に規定する北海道計画により定められた定置網漁業による採捕
のうち、北海道檜山振興局管内沖合海域に係る30キログラム未満及び30キログラム以上のく
ろまぐろの採捕の数量が、当該くろまぐろの管理対象期間（令和2年4月1日から令和3年
3月31日まで）における知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるので、同条の規
定により告示する。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第701号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指
定する。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内655の1・656の1から656の3まで（以上
4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第702号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除に係る保安林の所在場所 河西郡中札内村協和東1線631の1・631の4・631の5・協和東3線645の1・646の1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第703号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
右二号沢川(Ⅲ-93-012)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字昆布森村字チョロベツ、字チョロベツ澤(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
右三号沢川(Ⅲ-93-013)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字昆布森村字チョロベツ(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山田下1号沢川(Ⅲ-93-015)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字上別保原野東五線(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山田下2号沢川(Ⅲ-93-016)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字上別保原野東五線(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
左一号沢川(Ⅲ-93-017)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
伊藤上三号沢川(Ⅲ-93-020)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
伊藤上四号沢川(Ⅲ-93-021)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大久保上の沢川(Ⅲ-93-023)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字遠野(次の図のとおり)

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 仲村下の沢川（Ⅲ-93-028）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左一号沢川（Ⅲ-93-029）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字トリトウシ、字トリトウシ原野南十線、字達古武（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 達古武左一号沢川（Ⅲ-93-030）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 金井右一号沢川（Ⅲ-93-033）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 朝陽橋上二号沢川（Ⅲ-93-036）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 朝陽橋上一号川（Ⅲ-93-037）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示</p>	<p>釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 達古武二の沢川（Ⅲ-93-038）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鈴木西の沢川（Ⅲ-93-039）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字達古武（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 伏古（9-8-420）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森、字チョロベツ、字節古籠、字ボンコンブモリ山、字フシコ昆布森（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 入境学（9-10-422）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字跡永賀村字初無敵、大字仙鳳趾村字オタクパウシ、字入境学（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 仙鳳趾（9-13-425）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村、大字仙鳳趾村字別太、字ボンベツブト、字ボンピラ、字仙鳳趾、字重蘭窮（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	--

地滑り

(「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第704号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年11月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊藤上二号沢川（Ⅲ-93-019）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字トコタン（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町鳥通1（Ⅲ-9-50-803）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字トリトウシ原野南十線、字トリトウシ、字達古武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町鳥通2（Ⅲ-9-51-804）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字トリトウシ原野南九線、字トリトウシ、字達古武（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

釧路町釧望台2丁目2（Ⅲ-9-57-810）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町釧望台2丁目、字別保原野南二十線、字別保原野南二十線東（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町床丹1（Ⅲ-9-58-811）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字床丹、字トコタン、字別保（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町床丹2（Ⅲ-9-59-812）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字床丹（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町遠野（Ⅲ-9-60-813）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字遠野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保原野1（Ⅲ-9-61-814）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>釧路郡釧路町字別保原野南十八線（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保1（Ⅲ-9-62-815）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町中央9丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保2（Ⅲ-9-63-816）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町中央9丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保4（Ⅲ-9-64-817）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、字別保原野南二十四線（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保5（Ⅲ-9-65-818）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、字別保原野南二十四線（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保6（Ⅲ-9-66-819）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、字別保原野南二十四線、字別保原野南二十五線（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保7（Ⅲ-9-67-820）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、字別保原野南二十五線（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保12（Ⅲ-9-71-824）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保東二丁目、字別保（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保13（Ⅲ-9-72-825）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保東二丁目、字別保（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
---	---

- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保14（Ⅲ－9－73－826）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字床丹（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保16（Ⅲ－9－74－827）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字床丹（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保17（Ⅲ－9－75－828）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字床丹（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保18（Ⅲ－9－76－829）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字トコタン、字床丹（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保19（Ⅲ－9－77－830）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 釧路郡釧路町字別保、字トコタン（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保20（Ⅲ－9－78－831）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字トコタン（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保26（Ⅲ－9－82－835）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字別保原野南二十三線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保27（Ⅲ－9－83－836）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字別保原野南二十三線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保28（Ⅲ－9－84－837）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保原野南二十三線（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保29 (Ⅲ-9-85-838)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保7丁目、字別保原野南二十三線 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保33 (Ⅲ-9-89-842)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保五丁目、字別保 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保34 (Ⅲ-9-90-843)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保五丁目、字別保、字別保原野南二十五線、字別保原野南二十四線 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町昆布森村又飯時1 (Ⅲ-9-92-845)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字昆布森村字ボン又飯時 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町昆布森村又飯時2 (Ⅲ-9-93-846)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字昆布森村字ボン又飯時、字又飯時、字昆布森村 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦 覧に供する。)</p>																		
<p>総合振興局告示及び振興局告示</p>																			
<p>北海道胆振総合振興局告示第67号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年11月13日</p> <p style="text-align: right;">北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 塩化ナトリウム (粒状凍結防止剤) (洞爺出張所) (1キログラム当たりの単価)</td> <td style="text-align: right;">120,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(2) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (胆振地区) (1キログラム当たりの単価)</td> <td style="text-align: right;">2,320,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(3) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (日高地区) (1キログラム当たりの単価)</td> <td style="text-align: right;">350,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(4) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (胆振地区) (1キログラム当たりの単価)</td> <td style="text-align: right;">55,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(5) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (日高地区) (1キログラム当たりの単価)</td> <td style="text-align: right;">35,600キログラム</td> </tr> <tr> <td>(6) カルボン酸塩系 (粒状凍結防止剤) (胆振地区) (1キログラム当たりの単価)</td> <td style="text-align: right;">40,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(7) すべり止め材 (砂・碎石混合) (苫小牧出張所) (1キログラム当たりの単価)</td> <td style="text-align: right;">850,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(8) すべり止め材 (砂) (洞爺出張所) (1キログラム当たりの単価)</td> <td style="text-align: right;">1,000,000キログラム</td> </tr> <tr> <td>(9) すべり止め材 (砂) (門別出張所) (1キログラム当たりの単価)</td> <td></td> </tr> </table>		(1) 塩化ナトリウム (粒状凍結防止剤) (洞爺出張所) (1キログラム当たりの単価)	120,000キログラム	(2) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (胆振地区) (1キログラム当たりの単価)	2,320,000キログラム	(3) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (日高地区) (1キログラム当たりの単価)	350,000キログラム	(4) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (胆振地区) (1キログラム当たりの単価)	55,000キログラム	(5) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (日高地区) (1キログラム当たりの単価)	35,600キログラム	(6) カルボン酸塩系 (粒状凍結防止剤) (胆振地区) (1キログラム当たりの単価)	40,000キログラム	(7) すべり止め材 (砂・碎石混合) (苫小牧出張所) (1キログラム当たりの単価)	850,000キログラム	(8) すべり止め材 (砂) (洞爺出張所) (1キログラム当たりの単価)	1,000,000キログラム	(9) すべり止め材 (砂) (門別出張所) (1キログラム当たりの単価)	
(1) 塩化ナトリウム (粒状凍結防止剤) (洞爺出張所) (1キログラム当たりの単価)	120,000キログラム																		
(2) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (胆振地区) (1キログラム当たりの単価)	2,320,000キログラム																		
(3) 混合塩化物 (粒状凍結防止剤) (日高地区) (1キログラム当たりの単価)	350,000キログラム																		
(4) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (胆振地区) (1キログラム当たりの単価)	55,000キログラム																		
(5) 塩化カルシウム水溶液 (液状凍結防止剤) (日高地区) (1キログラム当たりの単価)	35,600キログラム																		
(6) カルボン酸塩系 (粒状凍結防止剤) (胆振地区) (1キログラム当たりの単価)	40,000キログラム																		
(7) すべり止め材 (砂・碎石混合) (苫小牧出張所) (1キログラム当たりの単価)	850,000キログラム																		
(8) すべり止め材 (砂) (洞爺出張所) (1キログラム当たりの単価)	1,000,000キログラム																		
(9) すべり止め材 (砂) (門別出張所) (1キログラム当たりの単価)																			

5,000キログラム

- 2 落札を決定した日
令和2年10月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)及び(2)
 - ア 氏名 北日本産商株式会社
 - イ 住所 苫小牧市三光町5丁目24番20号
 - (2) 1の(3)及び(7)
 - ア 氏名 株式会社ゴードー
 - イ 住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
 - (3) 1の(4)及び(5)
 - ア 氏名 ナラサキ産業株式会社
 - イ 住所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
 - (4) 1の(6)
 - ア 氏名 ソリトン・コム株式会社
 - イ 住所 札幌市中央区盤渓365番地
 - (5) 1の(8)
 - ア 氏名 道路工業株式会社
 - イ 住所 札幌市中央区南8条西15丁目2番1号
 - (6) 1の(9)
 - ア 氏名 さくら佐藤建設株式会社
 - イ 住所 新冠郡新冠町字中央町17番地の9
- 4 落札金額
 - (1) 27.00円
 - (2) 33.00円
 - (3) 33.00円
 - (4) 38.00円
 - (5) 38.00円
 - (6) 230.00円
 - (7) 20.90円
 - (8) 9.40円
 - (9) 92.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

- 令和2年9月4日付け北海道胆振総合振興局告示第55号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

北海道胆振総合振興局告示第68号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年11月13日

北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
根固めブロック 628個
- 2 落札を決定した日
令和2年10月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 共和コンクリート工業株式会社
 - (2) 住所 札幌市北区北8条西3丁目28番地
- 4 落札金額
49,390,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年9月4日付け北海道胆振総合振興局告示第56号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

北海道渡島総合振興局告示第120号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年11月13日

北海道渡島総合振興局長 鳴海 拓史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 落札に係る物品等の名称 粒状凍結防止剤（混合塩化物）（1キログラム当たりの単価）
 - (2) 調達予定数量
ア 事業課A区域及び松前出張所分 545,000キログラム

- イ 事業課B区域及び江差出張所分 636,000キログラム
- ウ 事業課C区域、八雲出張所及び今金出張所分 635,000キログラム
- 2 落札者を決定した日
令和2年10月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(2)のア及びウ
 - ア 氏名 有限会社函館サンエー機材
 - イ 住所 北斗市本郷2丁目18番19号
 - (2) 1の(2)のイ
 - ア 氏名 株式会社ジュートン
 - イ 住所 函館市桔梗町388番地1
- 4 落札金額
 - (1) 40円
 - (2) 40円
 - (3) 40円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年9月8日付け北海道渡島総合振興局告示第98号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 立 病 院 局 告 示

北海道道立病院局告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札による調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
 令和2年11月13日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 超音波診断装置 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期日 令和3年3月31日（水）

- (4) 納入場所 北海道立北見病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業の許可を有すること。
 - (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 令和2年11月13日（金）から同年12月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道道立病院局経営改革課
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道道立病院局経営改革課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営改革課）
 - (2) 入札日時 令和2年12月24日（木）午前11時（送付による場合は、同月23日（水）までに必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道道立病院局のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書の作成方法

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道道立病院局経営改革課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5295

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Ultrasound diagnostic equipment
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., December 24, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than December 23, 2020)
- C Contact : Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5295

道立病院告示

北海道立子ども総合医療・療育センター告示第79号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年11月13日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 續 晶子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
注射薬自動払出装置 一式
- 2 落札を決定した日
令和2年9月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 アクテック株式会社
(2) 住所 札幌市豊平区美園2条3丁目2番25号
- 4 落札金額
45,815,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年8月7日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第62号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課
(2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6

道教育庁教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第54号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達(以下「入札」という。)は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年11月13日

北海道教育庁後志教育局長 中澤美明

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 後志管内道立学校教育用パーソナルコンピュータ 一式 2台分
イ 後志管内道立学校教育用パーソナルコンピュータ 一式 5台分
ア及びイについては、それぞれの入札とする。
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納入期日 令和3年3月26日(金)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和2年11月13日(金)から同月20日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室(送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時 令和2年12月3日(木)午後2時(送付による場合は、同月2日(水)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量
- | | | |
|-------------------------------|----|------|
| (ア) 後志管内道立学校教育用パーソナルコンピュータ(A) | 一式 | 10台分 |
| (イ) 後志管内道立学校教育用パーソナルコンピュータ(B) | 一式 | 20台分 |
| (ウ) 後志管内道立学校教育用パーソナルコンピュータ(C) | 一式 | 21台分 |
| (エ) 後志管内道立学校教育用パーソナルコンピュータ(D) | 一式 | 30台分 |
| (オ) 後志管内道立学校教育用パーソナルコンピュータ(E) | 一式 | 2台分 |
- (ア)から(オ)までについては、それぞれの入札とする。
- イ 予定時期 令和2年12月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和2年6月2日付け北海道教育庁後志教育局告示第33号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsuujyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 名称 | 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所在地 | 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 |
| (3) 電話番号 | 0136-23-1979 |
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Personal computer 2 sets

b Personal computer 5 sets

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., December 3, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 2, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome,
Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1979
